

令和6年度実施
転作農地作付意向調査
集計結果

大仙市農業再生協議会

— 目 次 —

1. 意向調査の実施背景	1
2. 調査対象及び回答者数	1
3. 集計結果	1 ~ 5
1. 令和7年の作付意向について	
1) 取組計画別の面積・割合	
2) 転作取組別の意向	
2. 令和8年の作付意向について	
1) 取組計画別の面積・割合	
2) 転作取組別の意向	
4. 令和7年の意向からの推移について	6 ~ 7
5. 7年、8年の「その他」の意向について	7
6. 総括	8 ~ 9
7. 【参考資料】	

「転作農地作付意向調査へのご協力について」ほか

1. 意向調査の実施背景

国では令和3年12月に、転作作物への助成制度である「経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金（以下、交付金）」について、令和4年から令和8年の5年間に一度も水稲の作付等がない水田については、令和9年度から交付対象外水田（転作の面積カウントのみとなり、助成金の交付対象にならない水田）として取り扱う見直しが行われました（以下、「5年水張ルール」）。

大仙市農業再生協議会では、この見直しを受け、継続した交付金活用に向け、今後2年間の転作農地の作付を検討していただくため、令和6年に転作農地の取組があった農家に、6年10月9日から市内転作推進員を通じて意向調査書の配布を依頼する形で、令和7年、8年の作付意向について調査を実施しました。

2. 調査対象及び回答者数

調査対象者：市内水田耕作者7,125件のうち、令和6年に水稲を作付していない水田を有する農業経営体

回答者数：表1を参照

【表1】

	調査対象者数	回答者数
件数	5,803件	3,557件
件数割合	—	61.29%
面積	4,439.76ha	3,375.38ha
面積割合	—	76.03%

3. 集計結果

1. 令和7年の作付意向について

1) 取組計画別の面積・割合

経営所得安定対策申請者（以下、申請者）と未申請者に分け、7年の取組意向を見ると、両者とも「転作の継続」が6割以上を占める結果となりました。

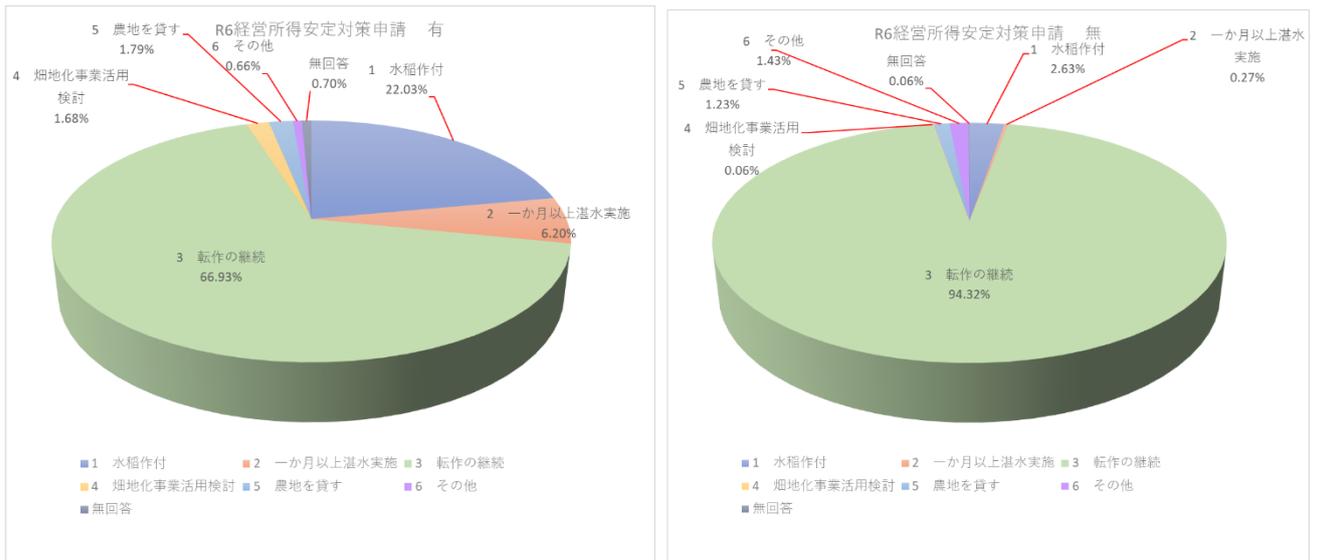
なお、申請者、未申請者両者の一部には、「水稲作付の取組」、「一か月以上湛水実施」による交付対象水田の維持に向けた取組の意向がみられました。（表2、図1を参照）

【表2 経営所得安定対策申請者別 令和7年取組意向別面積】

単位：ha

R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 有	569.29	160.27	1,729.24	43.49	46.17	17.04	18.10	2,583.60
R6経営所得安定対策申請 無	20.81	2.10	746.84	0.48	9.78	11.32	0.46	791.78
総計	590.10	162.37	2,476.07	43.97	55.94	28.36	18.56	3,375.38

【図1 経営所得安定対策申請者別 令和7年取組意向別面積割合】



2) 転作取組別の意向

7年の意向について、転作取組別（下表参照）に見ると、申請者の取組のなかで多くを占める畑作物（麦・大豆・そば）のうち、63.17%が「転作の継続」となっているものの、「水稲作付」、「一か月以上湛水実施」の取組も32.27%あり、「交付対象水田の維持」に向けた意向もみられました。地力増進作物については、ほ場整備の面工事終了後の取組が主であり、そのほとんどが水稲作付の意向となりました。（表3・赤線囲み部分、図2参照）

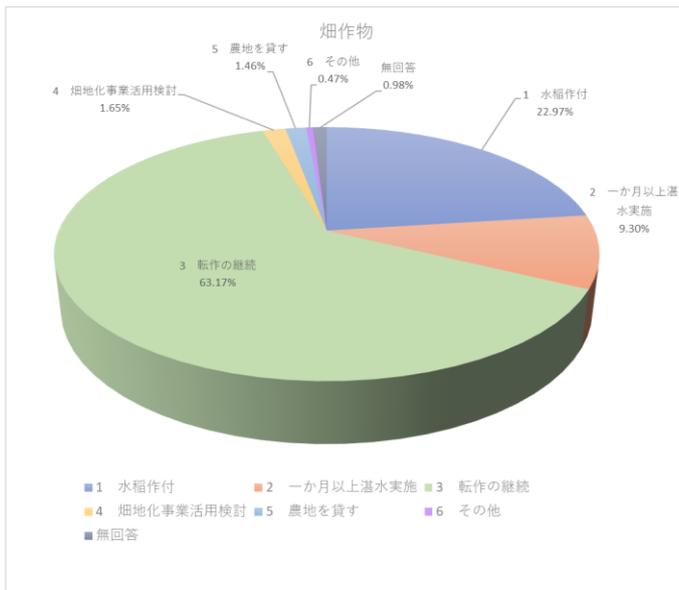
未申請者においては、転作の主な取組内容は自家用作物、不作付地となっており、そのほとんどが転作継続の意向でしたが、一部において「水稲作付」等の実施による交付対象水田維持につながる意向が伺えました。（表3・青線囲み部分参照）

【表3 転作取組内容別 7年取組意向面積】

R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 有	569.29	160.27	1,729.24	43.49	46.17	17.04	18.10	2,583.60
畑作物	329.16	133.28	905.24	23.71	20.89	6.73	14.11	1,433.13
飼料作物	43.90	16.88	241.44	9.68	5.67	1.64	0.88	320.10
高収益作物（露地）	30.37	4.14	146.89	6.48	0.45	0.16	1.09	189.58
高収益作物（施設）	0.14		9.55	0.39			0.02	10.09
地力増進作物	137.33		0.42		11.24	0.00	0.00	148.99
自家用作物	6.14	2.27	157.75	1.70	2.27	1.89	0.35	172.37
景观作物	0.05	0.77	2.52		0.36			3.70
不作付地	22.21	2.93	265.42	1.53	5.29	6.62	1.66	305.66
R6経営所得安定対策申請 無	20.81	2.10	746.84	0.48	9.78	11.32	0.46	791.78
畑作物			0.15					0.15
飼料作物			2.40					2.40
高収益作物（露地）			0.63					0.63
高収益作物（施設）			0.60					0.60
地力増進作物			0.01		0.01			0.02
自家用作物	3.22	0.86	146.77	0.27	2.00	2.60	0.21	155.93
景观作物	0.01		10.91	0.12				11.04
不作付地	17.57	1.24	585.38	0.10	7.77	8.72	0.25	621.02
総計	590.10	162.37	2,476.07	43.97	55.94	28.36	18.56	3,375.38

単位：h a

【図2 申請者 畑作物の7年の意向面積割合】



【図2 申請者 地力増進作物の意向面積割合】



【参考：申請者における「畑作物（麦・大豆・そば）」の品目別意向面積】

単位：h a

R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
小麦	3.80	4.58	12.21			1.26		21.86
小麦（種子用等）			0.13					0.13
大豆	304.21	93.51	716.28	3.17	12.79	2.44	14.11	1,146.50
大豆（種子用）	1.30	2.35	10.43					14.08
大豆（黒大豆）			0.12					0.12
そば	19.85	32.84	166.08	20.55	8.11	3.03		250.45
総計	329.16	133.28	905.24	23.71	20.89	6.73	14.11	1,433.13

【令和7年での「畑地化促進事業活用検討」意向】

国の事業である畑作物への転換に向けた助成事業である「畑作物促進事業」への取組意向については、畑作物の取組ほ場を中心に面積にして43.97ha程見られ、今後の国の要望調査時の基礎として、再度の制度説明と意向の確認をします。

2. 令和8年の作付意向について

1) 取組計画別の面積・割合

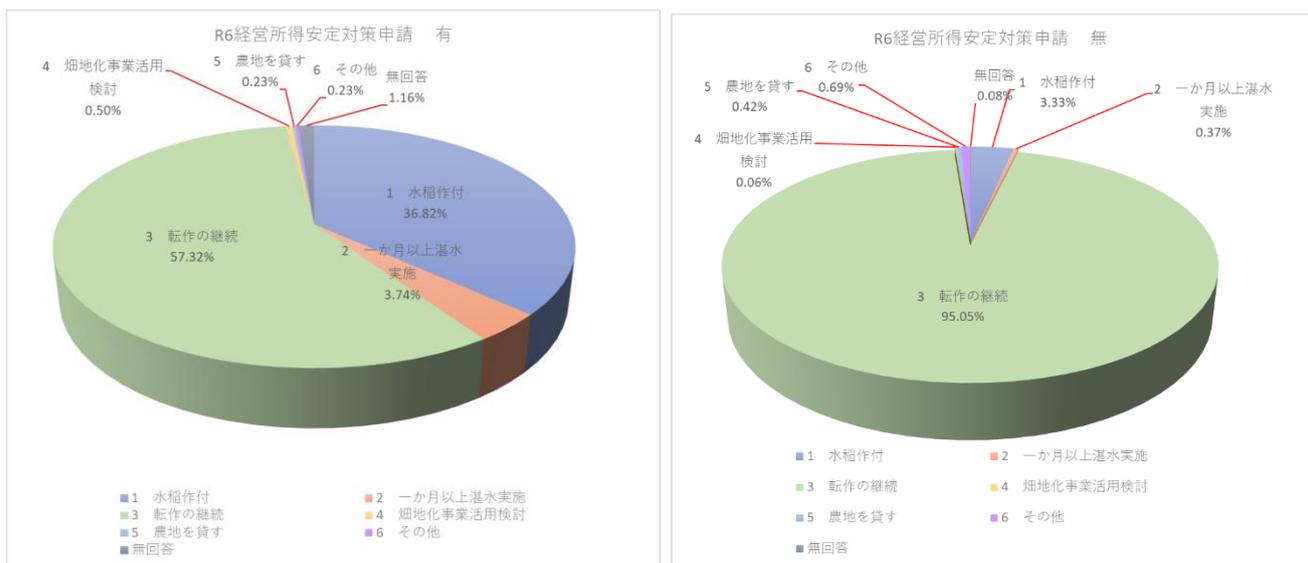
同様に8年の作付意向を見ると、申請者のなかでは、主に「水稲作付」による交付対象水田維持に向けた取組意向を示す割合が7年よりも増えている一方、申請者、未申請者の両方で「転作の継続」の意向が50%以上を占める結果となりました。(表4、図3参照)

【表4 経営所得安定対策申請者別 令和8年取組意向別面積】

R8作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	総計
R6経営所得安定対策申請 有	912.07	92.66	1,419.76	12.33	5.70	5.59	28.80	2,476.91
R6経営所得安定対策申請 無	25.6340	2.8720	732.0640	0.4560	3.2720	5.2940	0.6060	770.1980
総計	937.7070	95.5300	2,151.8240	12.7810	8.9730	10.8800	29.4080	3,247.1030

単位：h a

【図3 経営所得安定対策申請者別 令和8年取組意向別面積割合】



2) 転作取組別の意向

転作取組別に8年の意向(下表参照)を見ると、申請者の畑作物・高収益作物(露地)、地力増進の取組「ほ場」での「水稲作付」の意向が7年より増えるものの、飼料作物、高収益作物(施設)、自家用作物、不作付地においては半数近くが「転作の継続」の意向を示しています。(表6・赤線囲み部分参照)

未申請者については、7年と同様一部において「水稲作付」がみられるものの、「転作の継続」が多くなっています。(表5・青囲み部分参照)

なお、「転作の継続」の中で4年から5年に水稲の作付があったほ場は、合計366.73haと全体の17.04%のほ場が交付対象外水田の維持に向かっています。(表6参照)

【表5 転作取組内容別 8年取組意向面積】

		単位：h a							
R8作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	総計	
R6経営所得安定対策申請 有	912.07	92.66	1,419.76	12.33	5.70	5.59	28.80	2,476.91	
畑作物	635.91	72.56	646.81	1.22	2.02	4.94	18.34	1,381.79	
飼料作物	42.51	11.46	236.47	7.32			5.34	303.10	
高収益作物(露地)	59.50	3.52	114.84	2.26	0.19	0.15	2.04	182.49	
高収益作物(施設)	0.14		9.49	0.06			0.02	9.70	
地力増進作物	130.20		4.15		3.41			137.75	
自家用作物	9.90	2.66	152.07	0.39	0.08		1.41	166.51	
景観作物	0.05	0.92	2.37					3.34	
不作付地	33.88	1.54	253.57	1.08		0.50	1.66	292.22	
R8作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	総計	
R6経営所得安定対策申請 無	25.63	2.87	732.06	0.46	3.27	5.29	0.61	770.20	
畑作物			0.15					0.15	
飼料作物			2.40					2.40	
高収益作物(露地)			0.63					0.63	
高収益作物(施設)			0.60					0.60	
地力増進作物			0.01					0.01	
自家用作物	5.27	1.04	144.07		0.36		0.33	151.06	
景観作物			10.92					10.92	
不作付地	20.37	1.84	573.29	0.46	2.91	5.29	0.28	604.44	
総計	937.71	95.53	2,151.82	12.78	8.97	10.88	29.41	3,247.10	

【参考：申請者における「畑作物(麦・大豆・そば)」の品目別意向面積】

		単位：h a							
R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計	
小麦	5.99	0.75	13.86					20.60	
小麦(種子用等)			0.13					0.13	
大豆	607.32	44.30	456.40	0.39	2.02	0.87	16.80	1,128.10	
大豆(種子用)	4.82	2.03	6.23				1.00	14.08	
大豆(黒大豆)			0.12					0.12	
そば	17.78	25.48	170.07	0.83		4.07	0.54	218.77	
総計	635.91	72.56	646.81	1.22	2.02	4.94	18.34	1,381.79	

【表6 令和8年取組意向「3. 転作継続」における4年、5年水稲作付状況】

単位：ha

R7作付意向	R 4 水稲	R 5 水稲	計	無	総計
R6経営所得安定対策申請 有	92.89	237.91	330.79	1,088.97	1,419.76
R6経営所得安定対策申請 無	21.33	14.61	35.94	696.13	732.06
総計	114.22	252.51	366.73	1,785.10	2,151.82

【8年での「畑地化促進事業活用検討」意向】

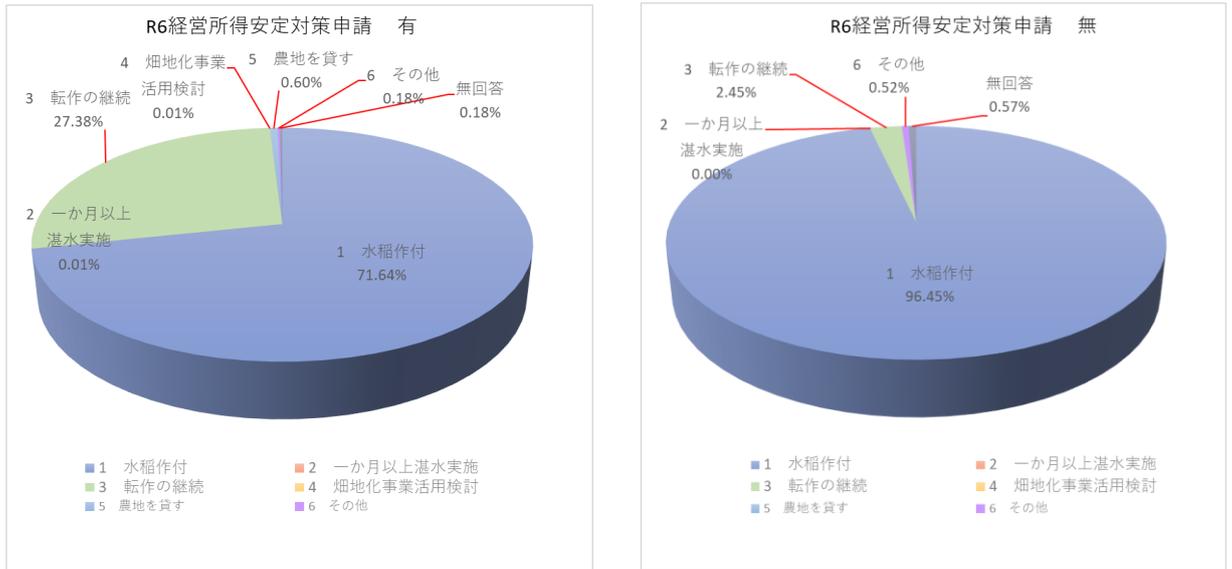
8年における「畑作物促進事業」の意向は、面積で12.78ha程見られ、7年の国の要望調査段階時に併せて確認を取り、意向者の計画変更等もあると思われるので考慮に入れた対応を図ります。

4. 令和7年の意向からの推移について

「7年の意向」で「水稲作付」、「一か月以上湛水実施」、「転作の継続」の意向の「ほ場」について、8年での意向の推移を割合で見ると、図4～図6のようになりました。

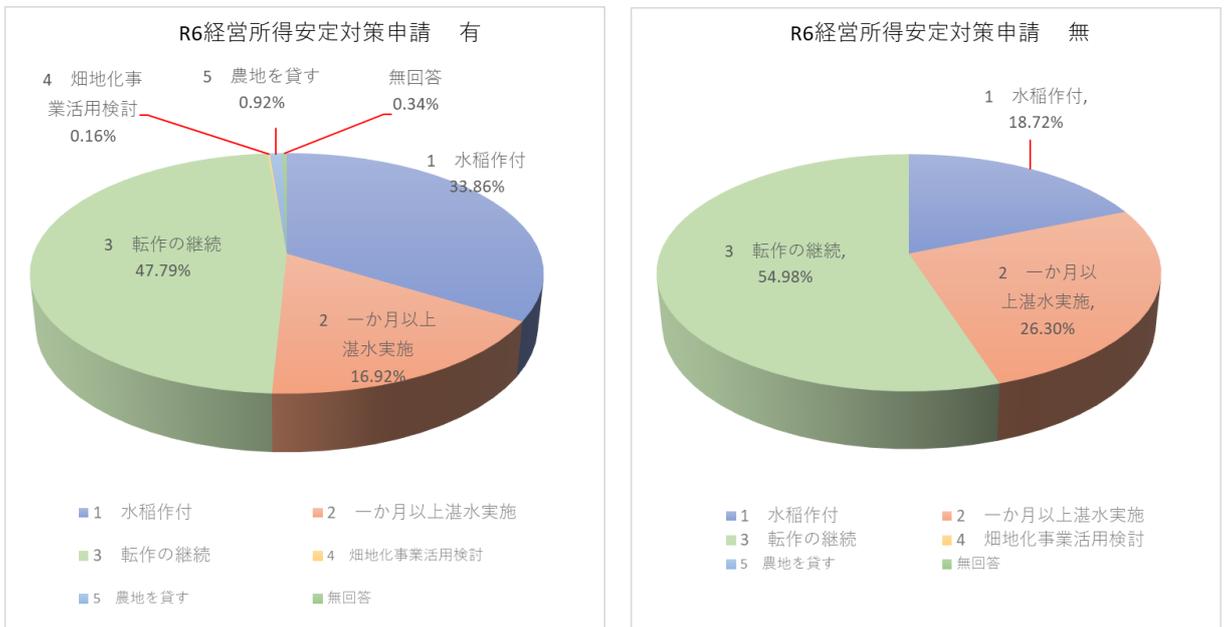
【図4 7年「水稲作付」→8年の計画の推移（面積割合）】

申請者、未申請者とも8年も引き続き水稲作付を計画している割合が最も高く、複数年にまたがった転作取組から水稲作付への転換を計画していることが伺えます。



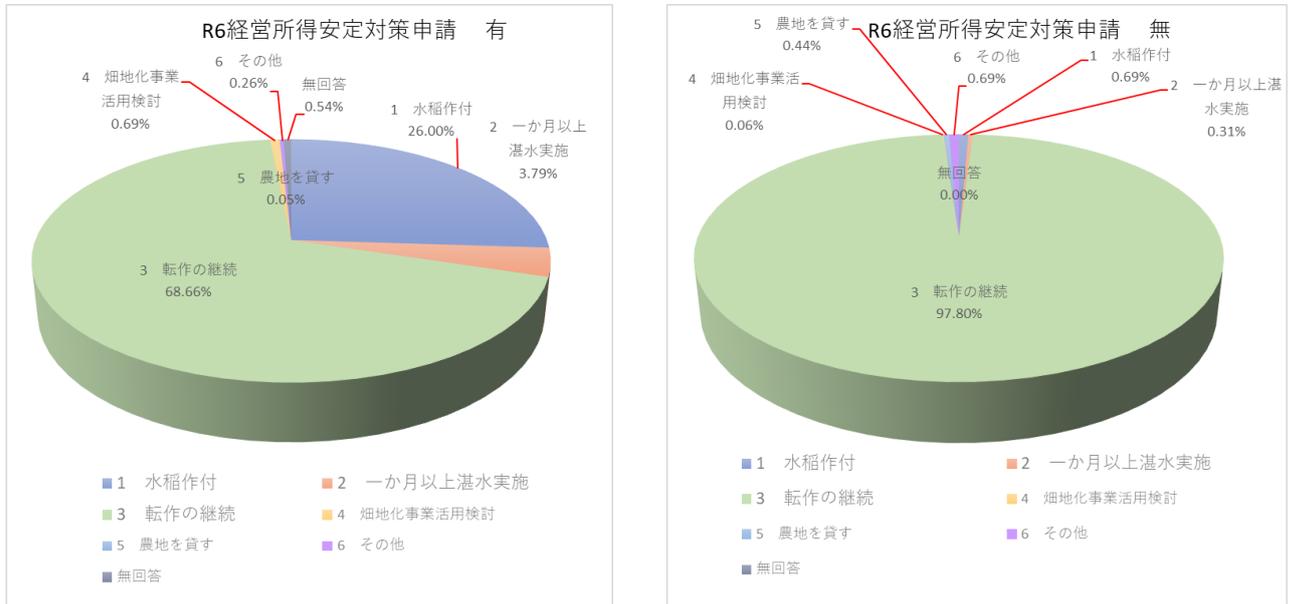
【図5 7年「一か月以上湛水実施」→8年の計画の推移（面積割合）】

申請者、未申請者とも転作に戻る傾向が多く、続いて水稲作付が多くを占める結果となりました。なお、湛水実施後の水稲の作付については、7年の湛水の具合を確認したいという声がありました。



【図6 7年「転作継続」→8年の計画の推移（面積割合）】

申請者においては主に水稲作付を計画して、交付対象水田の維持に向けた取組がみられるものの、ほとんどが「転作継続」の意向でした。



5. 7年、8年の「その他」の意向について

回答の中の「その他」の主な内容としては、以下のように「検討中」が最も多く、続いて「ほ場整備の施工予定」、「借入地の解約」が主なものでした。（表7参照）

【表7 その他記載別面積】

単位：h a

回答年		7年	8年	合計
その他 記載内容抜粋	借入地の解約	5.68	2.53	8.20
	ほ場整備予定	3.37	6.80	10.17
	検討中	10.55	1.30	11.84

6. 総括

今回の意向調査により、国が示す「5年の水張ルール」に向けて、7、8年までの間に「水稲作付」や「一か月以上湛水管理の実施」といった「交付対象水田の継続」に向けた取組の意向は見られたものの、右記にあるように、7、8年とも「転作継続」の意向が示されている「ほ場」は申請者で、1,187.25ha、未申請者で730.4ha、合計で1,917.65haとなっています。（表8・赤線囲み部分）

転作取組別に見ると、飼料作物や高収益作物（露地、施設）の申請者における「転作の継続」の意向は80%以上と高く、「水稲作付」「一か月以上湛水管理の実施」といった転換の困難さが伺える結果となりました。

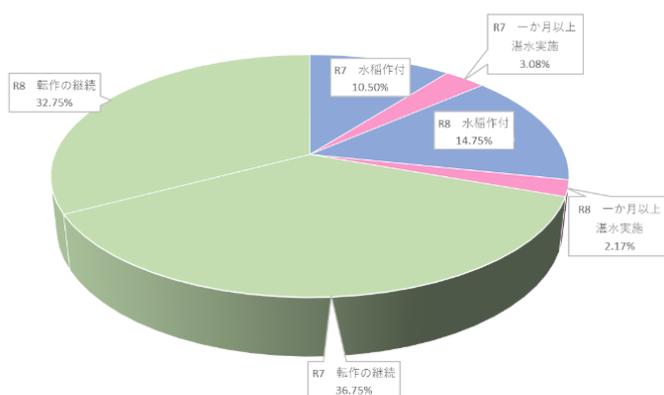
また、助成対象となっていない自家用作物、景観作物、不作付地（自己保全管理、調整水田等）については、申請者、未申請者での合計で1,131.34ha、96.8%が「転作の継続」となっており、転作の取組内容が固定化していることが伺えました。（表8・青線囲み部分）

「交付対象水田の継続に向けた取組の推移」として、4、5年に水稲作付がない「ほ場」で7、8年とも「転作の継続」の意向となっている割合は申請者で69.5%、未申請者で98.03%となり、「転作の継続」を意向としている「ほ場」の多くが、交付対象外水田の見込みとなる結果となっています。（図7-1、7-2参照）

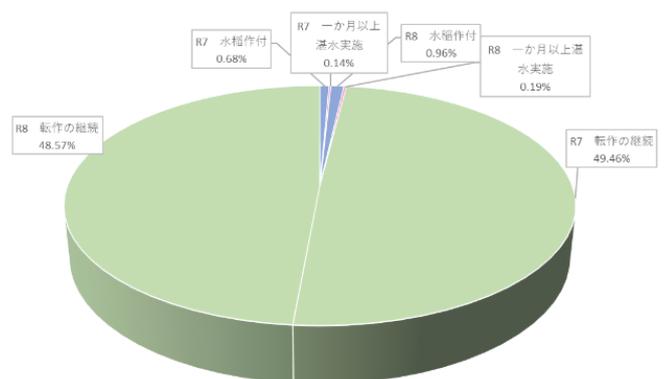
以上を踏まえ、今回の見直しに伴う「交付対象水田の継続」の一つの区切りとなる令和8年まで残すところ2年となったが、ブロックローテーションの取組等、交付対象水田の維持に向けた取組の実施につながるよう、国の施策の動向を注視しながら、関係機関と連携を深めます。

支援については、これまで市単独事業の「大豆産地化推進事業」への「ブロックローテーション加算」の実施や、県の復田の際の漏水・均平対策等に必要となる機械導入への支援事業である復田対策推進支援事業等により取組を推進してきたところですが、今後もこれまで以上に事業の活用や制度の周知をし、復田を進めます。

【図7-1 申請者の交付対象水田の継続に向けた取組推移（意向別面積と割合）】



【図7-2 未申請者の交付対象水田の継続に向けた取組推移（意向別面積と割合）】



【表8 7年・「転作の継続・ほ場」における8年の意向】

単位：h a

R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 有	569.29	160.27	1,729.24	43.49	46.17	17.04	18.10	2,583.60
畑作物	329.16	133.28	905.24	23.71	20.89	6.73	14.11	1,433.13
飼料作物	43.90	16.88	241.44	9.68	5.67	1.64	0.88	320.10
高収益作物（露地）	30.37	4.14	146.89	6.48	0.45	0.16	1.09	189.58
高収益作物（施設）	0.14		9.55	0.39			0.02	10.09
地力増進作物	137.33		0.42		11.24	0.00	0.00	148.99
自家用作物	6.14	2.27	157.75	1.70	2.27	1.89	0.35	172.37
景観作物	0.05	0.77	2.52		0.36			3.70
不作付地	22.21	2.93	265.42	1.53	5.29	6.62	1.66	305.66
R7作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 無	20.81	2.10	746.84	0.48	9.78	11.32	0.46	791.78
畑作物			0.15					0.15
飼料作物			2.40					2.40
高収益作物（露地）			0.63					0.63
高収益作物（施設）			0.60					0.60
地力増進作物			0.01		0.01			0.02
自家用作物	3.22	0.86	146.77	0.27	2.00	2.60	0.21	155.93
景観作物	0.01		10.91	0.12				11.04
不作付地	17.57	1.24	585.38	0.10	7.77	8.72	0.25	621.02
総計	590.10	162.37	2,476.07	43.97	55.94	28.36	18.56	3,375.38



単位：h a

R8作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 有	449.69	65.48	1,187.25	12.02	0.82	4.57	9.41	1,729.24
畑作物	377.48	50.79	468.24	0.96	0.55	4.07	3.14	905.24
飼料作物	21.92	8.68	199.11	7.27			4.47	241.44
高収益作物（露地）	34.87	3.26	105.53	2.26	0.19		0.79	146.89
高収益作物（施設）			9.49	0.06				9.55
地力増進作物	0.27		0.16					0.42
自家用作物	3.66	1.71	150.91	0.39	0.08		1.01	157.75
景観作物		0.15	2.37					2.52
不作付地	11.49	0.90	251.44	1.08		0.50		265.42
R8作付意向	1 水稲作付	2 一か月以上湛水実施	3 転作の継続	4 畑地化事業活用検討	5 農地を貸す	6 その他	無回答	合計
R6経営所得安定対策申請 無	5.17	2.32	730.40	0.46	3.27	5.19	0.03	746.84
畑作物			0.15					0.15
飼料作物			2.40					2.40
高収益作物（露地）			0.63					0.63
高収益作物（施設）			0.60					0.60
地力増進作物			0.01					0.01
自家用作物	2.16	0.78	143.47		0.36			146.77
景観作物			10.91					10.91
不作付地	3.02	1.54	572.24	0.46	2.91	5.19	0.03	585.38
総計	454.86	67.80	1,917.65	12.47	4.10	9.76	9.44	2,476.07

単位：h a

単位：h a

R4~R5の水稲最終年	R6転作面積	R4~R5の水稲最終年	R6転作面積
R6経営所得安定対策申請 有	1,187.25	R6経営所得安定対策申請 無	730.40
R 4	79.27	R 4	21.27
R 5	217.69	R 5	14.61
無	890.29	無	694.52

【参考資料】

6 大仙農再発第 131 号

令和 6 年 1 0 月 8 日

転作農地保有農家 各位

大仙市農業再生協議会
会 長 老 松 博 行
(公 印 省 略)

転作農地作付意向調査へのご協力について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、国の転作作物等への助成制度である「経営所得安定対策・水田活用の直接支払い交付金」の取り扱いについて、これまで周知してまいりましたとおり、令和3年の秋に国が決定した方針により令和4年から8年までの間に「5年に一度の水張り（水稻作付）」が行われなかった場合は、交付対象外水田（転作のカウントのみとなり、転作助成金が交付されない水田）として取り扱われることとなっております。

広範な水田を有する本市においては、これまで水田を活用し、大豆を始めとする畑作物等に取り組んでいただき、出荷等国が示す要件に沿いながら交付金の交付を進めてきたところであり、今後も同交付金を活用していくためには、定期的な水稻作付を取り入れることが重要と考えております。

そのため、今後2年間の転作農地の作付について検討いただきたく、「転作農地作付意向調査」を実施することといたしました。

つきましては、同封の「転作農地作付意向調査票」に「別紙 取組計画記入番号の説明」及び「記載例」を参考にしながら、管轄土地改良区等の名称、今後の意向についてご記入のうえ、以下のとおり提出くださるようお願いいたします。

なお、今回提出いただいた内容について、今後の水利等も関係することから、ほ場を管轄する土地改良区等へも情報提供させていただきますことをご了承ください。

◆ 提出先 大仙市

◆ 提出期限 令和6年11月15日（金）

～お問い合わせ先～

～ 裏面もご覧ください。～

1 【転作農地作付意向調査】の実施について

今回の意向調査は、これまで市農業再生協議会で配布しております「経営所得安定対策等のしおり」にも掲載しておりますとおり、「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」について令和3年の秋に国が決定した方針により令和4年から8年までの間に「5年に一度の水張り(水稲作付け)」が行われなかった場合は、交付対象外(転作のカウントのみとなり、転作助成金の交付がない)となってしまうことから、今後2年間の転作農地の作付けについて検討いただきたく、実施するものです。

2 掲載されている「ほ場地名地番」について

調査票に記載している「ほ場」は、R6年度(7月1現在)の営農計画書をもとに、水稲(WCS用稲、飼料用米等を含む)が作付されていない農地となっております。

※R4～R5に水稲の作付けがされていた場合は、「R4～R5の水稲作付年」の欄に「最終年」を記載しております。

※既に交付対象外となっている水田や、畑地化促進事業に取り組んでいる農地(申請中を含む。)は、除いております。

【別紙】

■取組計画記入番号の説明

- ① 水稻を作付けする。

R 7、R 8のいずれかに水稻作を作付けする。（主食用米をはじめ、加工用米、飼料用米、WCS用稲等を含む）

◆5年に一度の水張り要件を満たします。

※R 7、R 8いずれかで水稻を作付けしたあと、翌年以降の大豆等の転作作物を作付けした場合は、以後5年に一度水稻の作付けを繰り返す必要があります。

- ② 一か月以上の湛水を行い、そのあとに作物を作付けする。（国が示す要件を守りながら交付対象水田を維持したい。）

【国が示す要件】

一か月以上の湛水管理の実施
かつ、
連作障害による収量低下が発生していないこと。

◆一か月以上の湛水は、農業用水による必要があります。
（雨水や雪解け水等の天水では、対象となりませんのでご注意ください。）

◆湛水開始と一か月後、それぞれ市の確認が必ず必要となりますので、湛水開始前に、市へご連絡をお願いします。

◆収量低下の発生の有無については、過去5年間において、収量の推移や病虫害の発生状況、近傍のほ場における収量との比較（場合によっては統計データとの比較）により連作障害が発生していないかを確認します。
そのため、作物の作付けと収量がわかる書類（出荷伝票等）が必要となります。

- ③ 転作を実施する。（自己保全管理を含む。）

※R 7、R 8の間に上記①、②のいずれかの実施がない場合、R 9以降は交付対象水田から外れ、転作のカウントのみとなります。

- ④ 畑地化促進事業の活用を検討する。（事業要件がありますので、別添の制度説明を参照ください。）

- ⑤ 農地を貸す予定で相手にも相談しており、今後は自分では耕作しない。

- ⑥ その他

上記以外の取組を計画されている場合は、調査書の「⑥その他の内容記載箇所」に内容を記入ください。

転作農地作付意向調査票 記載例

下の表の(ア)、(イ)に記載例を参考に記入してください。

集落名	組員等 コード	氏名漢字	耕地 番号	分筆 番号	ほ場地名地番	(ア) 管轄土地改良 区等名	R6水田面積 (㎡)	R6転作面積 (㎡)	R4~R6の 水稲作付年	R6転作内容	(イ)取組計画				(参考) R9交付 対象水田 の扱い
											R7 (計画)	R8 (計画)	⑥その他の 内容記載箇所	1か月湛水管理 の場合の実施時期	
花園町	2089999999	大仙 太郎	2	1	〇〇〇 〇〇-〇	A	1,000	1,000	無	自己保全管理	1	3			○
花園町	2089999999	大仙 太郎	3	1	〇〇〇 〇〇-〇	A	1,000	1,000	無	自己保全管理	2	3		R7. 7月 翌年 大豆	△ (要件 あり)
花園町	2089999999	大仙 太郎	3	1	〇〇〇 〇〇-〇	〇〇水利組合	1,000	1,000	無	自己保全管理	3	3			×
花園町	2089999999	大仙 太郎	3	1	〇〇〇 〇〇-〇	B	1,000	1,000	R4	自己保全管理	3	3			○
	2080099999 集計						4,000	4,000							

(ア)【管轄土地改良区等名】 ※以下にある場合は記号を、ない場合は、その名称を記載ください。

- | | |
|------------------|---------------|
| A 秋田県仙北平野土地改良区 | B 大仙市大曲土地改良区 |
| C 秋田県田沢疏水土地改良区 | D 山城水系土地改良区 |
| E 大仙市神宮寺松倉堰土地改良区 | F 秋田県西仙北土地改良区 |
| G 大仙市西仙北土地改良区 | H 秋田県協和土地改良区 |
| I 美郷町千畑土地改良区 | |

(イ)【取組計画記入番号】 ※以下から選び、番号を記載ください。

- 1 水稲を作付けする。
- 2 一か月以上の湛水を行い、同年または翌年に作物を作付けする。
(国が示す要件を守りながら交付対象水田を維持していきたい。)
- 3 転作を継続する。(自己保全管理を含む。)
- 4 畑地化促進事業の活用を検討したい。
(事業要件がありますので、別添の「畑地化促進事業」を参照ください。)
- 5 農地を貸す予定で相手にも相談しており、今後は自分では耕作しない。
- 6 その他

(※「2」を計画される方は、「1か月湛水管理の場合の実施時期」と「そのあとに作付けする作物名を記載ください。」例 R7. 7月 翌年 大豆)

★R4~R6の間に一度も水稲の作付がなく、R7またはR8に水稲作付(1か月以上の湛水含む)がない水田については、R9以降交付対象外水田(転作のカウントのみ)となります。

(参考)

- | | |
|-----------|------------------|
| R4水稲作付 | → R9 まで交付対象水田扱い |
| R5水稲作付 | → R10まで交付対象水田扱い |
| R4~R8水稲なし | → R9 から交付対象外水田扱い |